

平成30年4月

つくし園

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年10月1日より明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

個人情報の利用目的について

つくし園・すぎな園では、利用者様(患者様)の個人情報保護に全力で取り組んでいます。

つくし園・すぎな園において、保管させていただいた個人情報につきましては、以下の目的のために利用させていただくことがあります。もし、これらの中で利用することに同意できないものがありましたら、下記窓口までお知らせください。そのようなお知らせがなければ、同意があったものとして取り扱わせていただきます。なお、後に同意を撤回される場合は、その時点で窓口までお知らせくださるようお願いいたします。

利用者様(患者様)への医療の提供に必要な利用目的

つくし園・すぎな園内部での利用

- ①利用者様(患者様)に医療・福祉サービスを提供するため
- ②利用者様(患者様)に提供した医療・福祉サービスに関する請求事務を行うため
- ③利用者様(患者様)に関係する入退所等の管理、会計・経理、医療事故等の報告、医療・福祉サービスの向上のため

他の事業者等への情報提供を伴う利用

- ①他の医療機関、福祉サービス事業所等との連携のため
- ②他の医療機関、福祉サービス事業所等からの照会への回答のため
- ③利用者様(患者様)の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求めるため
- ④検体検査業務の委託その他の業務委託のため
- ⑤利用者様(患者様)の家族等への病状説明のため
- ⑥審査支払機関へのレセプトの提出のため
- ⑦障害者給付費等請求のため
- ⑧審査支払機関または保険者からの照会への回答のため
- ⑨自治体他事業者等からの委託を受けて検査・診察等を行った場合における、自治体他事業者等へのその結果の通知のため

その他

法令に基づく場合、人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合、公衆衛生の向上または児童の健全育成のために必要がある場合、行政機関から法令に基づく協力依頼がある場合

問い合わせの窓口

当施設の個人情報保護方針に関してのご質問やお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

窓 口 受付・事務室
 ナースセンター

令和 7年 4月 1日
社会福祉法人直心会
つくし園
園長 原田 知典

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下の事項について健康保険法の規定に基づき、九州厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

【厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

障害者施設等入院基本料 15 : 1

特殊疾患入院施設管理加算 入院時食事療養費 (I) 看護補助加算 (I)

障害児 (者) リハビリテーション料 データ提出加算

1. 入院に関するサービスの提供内容

(1) 入院施設に関する事項

一般病棟 (障害者施設等入院基本料 15 : 1) 1 棟 40 床

(2) 看護に関する事項 当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです。

① 15 対 1 看護 当院では 1 日 8 人以上の看護職員 (看護師及び准看護師) が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝 8 時 30 分～夕方 17 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 10 人以内です。

・夕方 17 時 30 分～深夜 1 時まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。

・深夜 1 時～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 20 人以内です。

② 当院においては、患者さんの負担による付添看護は行っておりません。

2. 療養に関する事項

(1) 生活療養に関する事項 当院は食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水等に関し適切に管理しています。

(2) 入院時食事療養に関する事項 当院は、入院時食事療養 I 及び栄養管理実施に関する届出に係る食事を提供しています。

3. 保険外サービスの提供及び保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める内容

保険外サービスとして、健康診断や予防接種、診断書料等がありますが、別記「各種料金のご案内」に掲示しております。

※ 不明な点などがございましたら、受付までお申し出願います。

令和 5 年 12 月 1 日
つくし園

実費負担に関するお願い

理髪代 1回につき1,000円(依頼業者による)

紙おむつ他日用品につきましては、
医療入院の場合、ご持参くださいますよう
お願いします。

詳しくは、ナースセンターにお問合せください。

診療担当医師

園長	原田 知典					
小児科	原田 知典	高橋 保彦				
内科	原田 知典	高橋 保彦				
整形外科	鳥越 清之	松尾 圭介				
	牛島 正博	西井 章裕				
精神科	小野 潤					
月曜日	原田 知典	高橋 保彦				
火曜日	小野 潤	第 2 週 鳥越 清之	第 4 週 松尾 圭介			
水曜日	原田 知典					
木曜日	原田 知典	高橋 保彦	小野 潤			
金曜日	原田 知典	小野 潤				
土曜日	小野 潤	第 1 週 牛島 正博	第 4 週 西井 章裕			

入院時食事療養費

つくし園

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については18時以降）適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）

令和7年4月1日より

一般		510円
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円 （過去1年間の入院期間が90日以内）
		190円 （過去1年間の入院期間が90日超）
	低所得者Ⅰ	110円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300円

※低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で、「低所得Ⅰ」に該当しない方

※低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたとき、0円となる方（年金の所得は控80万円として計算します）

お知らせ



4月1日より文書等の金額が変更となります。

特別児童扶養手当診断書	1通	5500円
障害児福祉手当診断書	1通	5500円
特別障害者福祉手当診断書	1通	5500円
年金診断書	1通	5500円
身体障害者診断書	1通	5500円
精神障害者保健福祉手帳用診断書	1通	3300円
精神通院医療用診断書	1通	3300円
医師診断書	1通	2200円
受診状況等証明書	1通	1100円
通院証明書	1通	1100円
医師意見書	1通	1100円

令和6年4月1日現在

保険医療機関

管 理 者 原 田 知 典

診察担当医師 原 田 知 典、高 橋 保 彦、小 野 潤
鳥 越 清 之、松 尾 圭 介、牛 島 正 博、西 井 章 裕

診 察 日 毎週 月曜日～土曜日
(日曜・祭日・年末年始の休日・8月13日～16日 休診)

診 療 時 間 月曜～金曜 9時30分～17時30分
土曜 9時30分～12時30分

診 察 科 目 小児科・整形外科
リハビリテーション科・内科
精神科・児童精神科・心療内科